

## 静岡県がんセンター局管理規程第6号

静岡県がんセンター局組織規程の一部を改正する規程をここに制定する。

令和元年9月20日

静岡県立静岡がんセンター事業管理者  
がんセンター局長 小櫻 充久

静岡県がんセンター局組織規程の一部を改正する規程

静岡県がんセンター局組織規程（平成14年静岡県がんセンター局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(機関) <b>第3条</b> (略) 2 静岡がんセンターに次の機関を置く。 (略) 病院 (略) <u>神経内科</u> (略)	(機関) <b>第3条</b> (略) 2 静岡がんセンターに次の機関を置く。 (略) 病院 (略) <u>脳神経内科</u> (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

### 附 則

この管理規程は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。